

連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	・ ・	連結親 法人名	
----------------------------	--------	--------	------------	--

平十七・四・一以後終了連結事業年度分

適用該当号の区分	1	措置法第68条の109第1項第()号該当 旧措置法第68条の109第()項第()号該当
一 項 一 号 (旧一 項一 号) 該 当	設 立 の 日	2 平成・・ [措置法令第39条の128第1項()号] 平・・
	連結親法人の中小企業者の判定	3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第()号該当 旧新事業創出促進法第2条第3項第()号該当
	連結親法人の主たる事業	4 業
	連結親法人の資本の額又は出資の総額	5 円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	6 人
一 項 二 号 該 当	連結親法人の経営革新計画の承認年月日	7 平・・
	連結親法人の経営革新のための事業の内容	8
	当期末における連結親法人の事業の状況	9
旧 一 項 一 号 該 当	連結親法人の実施計画の認定年月日	10 平・・
	連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容	11
	当期末における連結親法人の事業の状況	12
旧 二 項 該 当	連結親法人の中小企業者の判定	13 旧中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当
	連結親法人の主たる事業	14 業
	連結親法人の資本の額又は出資の総額	15 円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	16 人
	当期前1年以内に開始した各連結事業年度	17 平・・～平・・
	同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額	18 円
	(17)の各連結事業年度の総収入金額の合計額	19 円
	試験研究費等の割合 $\frac{(18)}{(19)}$	20 %
添 付 書 類	措置法第68条の109第1項第1号 旧措置法第68条の109第1項第1号	登記簿謄本又はその写し
	措置法第68条の109第1項第2号	イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し
	旧措置法第68条の109第1項第2号	イ 主務大臣が旧新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する認定計画の計画書の写し
	旧措置法第68条の109第2項	旧措置法施行令第39条の128第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書(同項の規定の適用がある連結事業年度に限る。)

連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第68条の109第1項（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）の規定の適用を受ける場合又は平成17年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第68条の109第1項又は第2項（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の80各号又は平成17年改正前の措置法規則第22条の80第1号から第3号までに定める書類に代えて添付する場合に記載します。

なお、措置法第68条の109第2項に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合又は旧措置法第68条の109第3項に規定する連結親法人が平成17年4月1日以後終了する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三の二の「1」から「4」までの各欄に記載の上、連結確定申告書に添付してください。
- 2 「適用該当号の区分1」には、措置法第68条の109第1項各号又は旧措置法第68条の109第1項各号又は第2項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、（ ）内に該当項号を記載します。
- 3 「一項一号（旧一項一号）該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「設立の日2」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

この場合において、措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。
 - (2) 「連結親法人の中小企業者の判定3」の（ ）内には、連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。）第2条第1項各号又は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第4条の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業創出促進法」といいます。）第2条第3項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。
 - (3) 「連結親法人の主たる事業4」から「連結親法人が常時使用する従業員の数6」までは、連結事業年度終了の時の現況により記載します。
- 4 「一項二号該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日7」には、連結親法人が中小企業新事業活動促進法第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「連結親法人の経営革新のための事業の内容8」には、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。
 - (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況9」には、当期末における連結親法人の(2)の事業の実施状況を記載します。
- 5 「旧一項二号該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「連結親法人の実実施計画の認定年月日10」には、旧新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する実施計画について連結親法人が主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容11」には、旧新事業創出促進法第11条の3第2項の認定計画に従って連結親法人が実施している同項の新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。
 - (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況12」には、当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。
- 6 「旧二項該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「連結親法人の中小企業者の判定13」の（ ）内には、連結親法人が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第4条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。
 - (2) 「連結親法人の主たる事業14」から「連結親法人が常時使用する従業員の数16」までは、連結事業年度終了の時の現況により記載します。
 - (3) 「当期前1年以内に開始した各連結事業年度17」には、当期前1年以内に開始した各連結事業年度が複数ある場合にはその複数の連結事業年度を記載します。

ただし、当期が平成17年改正前の措置法施行令（以下「旧措置法施行令」といいます。）第39条の128第4項に定める最初連結親法人事業年度である場合には、「旧措置法施行令第39条の128第4項適用」と記載します。
 - (4) 「同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額18」には、上記(3)に係る各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結親法人及びその連結子法人の措置法第68条の9第1項に規定する試験研究費の額及び中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令（平成17年政令第153号）附則第2条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額の合計額を記載します。なお、旧措置法施行令第39条の128第4項の規定の適用がある最初連結親法人事業年度に該当する場合には、同項各号に定める金額の合計額を記載するとともに、同項各号に定める各連結法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度ごとの同項各号に定める金額を記載した明細書を添付します(下記(5)において同じ)。
 - (5) 「(17)の各連結事業年度の総収入金額の合計額19」には、上記(3)に係る各連結事業年度の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。